

市民意識調査の結果を

お知らせします

問合せ 政策課 ☎(43) 1111 内線 4401・FAX (43) 3783

市では、第6次幸手市総合

振興計画の策定にあたり、市民のみなさんが今後の市政運営について重要と考えていることは何かを把握するため、平成29年11月から12月にかけて市民意識調査を実施しました。

調査結果がまとまりましたので、概要をお知らせします。これらの調査結果については、現在策定を進めている総合振興計画に反映させていただきます。

また、ご回答いただいたみなさんにおかれましては、ご協力ありがとうございました。

※調査結果の詳細については、市内各公共施設に設置するほか、市ホームページ(<https://www.city.satte.lg.jp/>)に掲載いたします。

▼調査の概要

調査対象 市内在住で18歳以上の2000人

対象者の抽出方法 住民基本台帳による無作為抽出

調査方法 郵送による調査票の配布・回収

調査票の回収率 43・2%(回収数863人)

▼調査結果の概要

幸手市がほかの自治体と比較して優れていると思うこと

1位	圏央道のインターチェンジがある
2位	自然災害が少ない
3位	権現堂公園などの観光地がある

今後、重点的に取り組むべきと思う施策

1位	災害に強いまちづくり
2位	地域医療体制の充実
3位	幸手駅周辺の開発(西口土地区画整理)

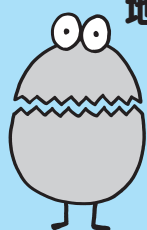
今後も幸手市に住み続けたいと思うかについて

「当分住み続けたい」が39.3%、「永住したい」が32.0%で、合わせて全体の7割を占めました。



テレ玉 市町村データ放送サービスについて

地デジ3ch



あなたにカンケイあるテレビ

テレ玉

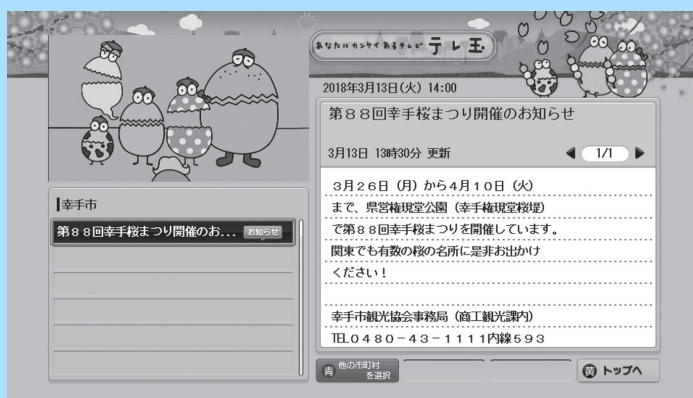
市では、このたび、株式会社テレビ埼玉(テレ玉)の「テレ玉 市町村データ放送サービス」に加入し、市の情報をテレ玉(地デジ3ch)の画面で表示できるようになりました。

イベントなどのお知らせのほか、災害などの非常時の情報発信に活用していきます。

問合せ シティプロモーション課 ☎(43) 1111 内線 684・FAX (43) 1122

◎データ放送を見るには、下記の①～④の手順でテレビリモコンを操作してください

- ①テレビのチャンネルをテレ玉(地デジ3ch)にあわせる
- ②リモコンの「dボタン」を押す
- ③メニューから「市町村」を選び「決定ボタン」を押す
- ④「さ行」から「幸手市」を選ぶと右のような画面が表示され、情報を見ることができます。



画面表示のイメージ

平成30年度は

固定資産税の評価替え

固定資産(土地・家屋)の評価額は、「固定資産評価基準(総務省告示)」に基づき、3

年ごとに価格の見直しを行います。平成30年度は、その基準年度です。平成31・32年度は、原則、平成30年度の評価額を据置きします。

▼土地について

鑑定評価や地価公示価格などを基に固定資産税路線価や標準宅地の価格を見直した結果、圏央道による利便性の向上に伴い一部の地区の評価額が上昇していますが、そのほかの大部分の地域は横ばい、または下落しています。

なお、主に圏央道が通る地域においては、状況類似区分の見直しを行ったため、該当地区では評価額が変動している場合があります。

▼家屋について

平成29年建築以外のすべての家屋について、築年数や建築物価などを基に評価額を見直した結果、

評価額は減少、または据置きとなっています。

○新築住宅の固定資産税の減額措置について

平成26年建築の一般住宅と平成24年建築の長期優良住宅

1
2
5

問合せ 税務課 ☎(43) 1111 内線 137・FAX(43) 1111

は、新築住宅に対する減額措置の適用が終了します。該当していた人は、前年度と比較して税額が上がりますが、これは減額措置の適用がなくなり、本来の税額に戻ったためです。

縦覧と閲覧について

ご自身の土地・家屋の評価額が、市内のほかの土地・家屋と比較して適正であることを確かめたいときや、借りている土地・家屋の税額を知りたいときなどに、関係帳簿などを確認できる制度があります。

縦覧・閲覧の種類	土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧	固定資産課税台帳の閲覧
縦覧・閲覧期間	4月2日(月)～5月31日(木) 午前8時30分～午後5時15分 ※土曜・日曜・祝日を除く	1年を通じて閲覧および証明書の取得ができます(開庁時のみ)。 ※左記縦覧期間中のみ、資料として課税台帳の写しを実費で交付
ところ	市役所税務課窓口	
内容	納税者は、本人の資産とほかの資産の評価額などを比較できるよう、土地・家屋価格等縦覧帳簿を無料で縦覧することができます。	納税義務者は、台帳のうち本人の固定資産税の課税の内容(土地・家屋の明細、評価額、税額など)を閲覧することができます。
縦覧・閲覧できる人	納税者とその同居の親族、または納税管理人。 上記以外の方は、委任状が必要です。 窓口で本人確認をお願いしていますので、本人確認書類をご持参ください。	納税義務者とその同居の親族、または納税管理人、借地・借家人など。 ※借地・借家人は賃貸借契約書が必要です。

えせ同和行為を排除しましょう

埼葛えせ同和行為対策強化月間

問合せ 人権推進課 ☎(43) 1111 内線 162
FAX(44) 0257

平成28年12月16日に「部落差別の解消の推進に関する法律」が施行されました。埼葛12市町ではこのことをふまえ、同和問題の解決に向けて、引き続き連携しながら、人権教育・啓発活動を推進していきます。

本市を含む埼葛12市町では、毎年4月を「埼葛えせ同和行為対策強化月間」と定め、同和問題の解決の妨げとなっている「えせ同和行為」の排除を呼びかけています。

同和問題とは … 「同和地区に住んでいる」「同和地区に生まれた」という理由で、結婚や就職、日常生活などの面で差別を受け、基本的人権が侵害されるという、日本の歴史の中で生み出され、現在もなお存在する我が国固有の重大な人権問題です(「部落問題」「部落差別」などとも言われます)。

▼「えせ同和行為」とは 同和問題の解決を口実に、個人、企業、行政機関などに対して「図書等物品購入の強要」や「寄付金・賛助金の強要」など、不法・不当な行為や要求をすることです。

このような行為は、要求を受けた人が被害に遭うだけでなく、同和問題に対する誤った認識を植えつけ、新たな偏見や差別意識を生む要因となり、同和問題解決のために多くの人々が積み重ねてきた人権教育や啓発活動の効果を覆す許されない行為です。

▼えせ同和行為は断固拒否しましょう えせ同和行為の要求に応じる義務はありません。終始、き然とした態度で断固拒否し、えせ同和行為を排除しましょう。その場しのぎの安易な対応は、かえって相手につけ込まれ、結果として、同和問題の解決を遅らせることにもなります。

